

さいたま市交通事故防止特別対策推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市内の交通事故、特に交通死亡事故が多発した場合における交通安全対策の推進を図るため、交通死亡事故多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）を発令し、市民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、警察その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と連携して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

(非常事態宣言の発令)

第2条 市長は、次の要件の一つに該当する場合は、さいたま市警察部と協議の上、非常事態宣言を発令する。

- (1) 市内の交通事故死者が、過去3年間の同時期の平均と比較して7人増加したとき。（高速道路で発生した交通死亡事故を除く。）なお、平均値算定の際の小数点以下の端数は切り上げることとする。
- (2) 市内の高齢者（65歳以上）における交通事故死者が、過去3年間の同時期の平均と比較して3人増加したとき。（高速道路で発生した交通死亡事故を除く。）なお、平均値算定の際の小数点以下の端数は切り上げることとする。
- (3) 前号のほか、市長が必要と認めるとき。

(交通事故防止特別対策の期間)

第3条 交通事故防止特別対策の推進期間は、1ヶ月とする。ただし、市長は、交通死亡事故の多発傾向が継続しているときは、これを延長することができる。

(非常事態宣言の発令除外)

第4条 第2条の規定にかかわらず、すでに本要綱で定めた交通事故防止特別対策事業を実施している場合は、非常事態宣言を発令しない。

- 2 その他特別な理由のある場合は、非常事態宣言を発令しないことができる。

(交通事故防止特別対策の推進)

第5条 市長は、非常事態宣言を発令したときは、交通事故防止特別対策を実施するためのガイドラインを決定し、次の各号に掲げる施策を、関係機関と連携し、速やかに推進することとする。

- (1) 緊急街頭啓発活動

- (2) 非常事態宣言発令の周知徹底を図るための各種情報板の掲出
- (3) 公用車等による街頭広報
- (4) 各種集会・会合等を利用した広報啓発活動
- (5) 新聞報道などあらゆる広報媒体を利用した広報啓発活動
- (6) 交通安全施設の点検等
- (7) 前6号に掲げるもののほか、交通死亡事故の抑止対策として効果的な取組み

(庶務)

第6条 本要綱に係る庶務は、市民局市民生活部市民生活安全課において処理する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。